

官報

号外 昭和四十一年三月三十一日

第五十一回国衆議院會議録 第二十五号

昭和四十一年三月三十一日(木曜日)

議事日程 第二十二号

昭和四十一年三月三十一日

午後二時開議

第一 労働組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の會議に付した案件

中国代表團の入国問題に関する緊急質問(佐々木更三君提出)

木更三君提出)

日程第一 労働組合法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

土地又は建物に関する計量單位の統一に伴う関係法令の整備に関する法律案(内閣提出、参議院送付)

午後五時三十六分開議

○議長(山口喜久一郎君) これより會議を開きます。

中国代表團の入国問題に関する緊急質問

(佐々木更三君提出)

○海部俊樹君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

この際、佐々木更三君提出、中国代表團の入国問題に関する緊急質問を許可されんことを望みます。

○議長(山口喜久一郎君) 海部俊樹君の動議に御異議はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(山口喜久一郎君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加されました。

中国代表團の入国問題に関する緊急質問を許可いたします。佐々木更三君。

〔佐々木更三君登壇〕

○佐々木更三君 私は、ただいまより、日本社会党を代表して、政府の对中国外交の基本姿勢につ

いて質問をし、総理の責任あるお答えを国民の前に明らかにしていただきたいと思つ次第であります。(拍手)

私は、もつぱら総理だけに質問いたしますので、お答えもまた総理からだけお願いをすることにいたしましたと存じます。

さて、現在のアジアの情勢は文字どおり激動を続けております。ベトナムにおける局地戦争の火は、さらにインドシナ半島全域に広がり、さらには、さらに中国へまで拡大される危険に満ちております。また、中国へまで拡大される危険に満ちております。もし、ベトナムの戦火が中国へ拡大されるときは、米中の衝突となり、そしてそれはおそらく日本にまで波及することとなることは必然であります。今日、日本国民でこのことを憂慮しない者は一人もありません。(拍手)アジアの激動する情勢の中で、いかにして日本の安全を確保するか、これはまさに全国民が一体となって取り組むべき課題であります。(拍手)

日本の安全を確保するには、その前提として、アジアの平和と安定を全体として確保することが絶対に必要であります。(拍手)アジア全体が戦争と衝突の渦巻きに巻き込まれ、その中で、日本だけが超然として安全でいられるということは、絶対にあり得ないことであります。(拍手)したがって、日本の安全をはかるには、いかにしてアジア全体の平和と安定を確保するか、その方策を真剣に探求しなければならないのであります。そうして、アジアの平和と安定を確保するには、何と申

しても、日本と中国の關係を正常化し、日中の友好を進めることが決定的な意味を持つものであることは言ひまでもありません。(拍手)アジアにおける最大の先進工業国である日本と、七億の人口を持つ社会主義の大國である中国が正常な國交を結び、お互いに侵略せず、戦争しないことを約束し合ひ、そして友好と協力の關係を結ぶならば、アジア極東においておそるべき戦争の火が燃え上がることは、もはやあり得ないであります。(拍手)

以上のような立場から、去る三十九年のわが党の第四次訪中使節團は、中国人民外交学会との間に、お互いに一年おきに相互に訪問し合ひ、意見を交換して、友好を深めることを協定いたしました。この協定に基づき、このたび中国外交学会の使節團がわが國を訪問されることとなつたのであります。日本から中国を積極的に訪問すると同時に、中国からもまた日本を積極的に訪問する、こつした相互訪問によつて、日中国交正常化の條件が熟してくることは、三歳の童子にも明らかなることといわなければならないのであります。(拍手)それをであればこそ、このたびの中國人民外交学会の使節團は、わが日本社会党の招聘による使節團であるにもかかわらず、國民各層各界において、政治的立場の相違を越えて、この使節團の来日を積極的に歓迎し、これを契機として、日中の經濟、文化の交流を大きく前進させようとの希望と期待が満ち溢れておるのであります。

官報(号外)

す。しかるに、政府は、この広範な国民の希望と期待を踏みにじり、中国人民外学会訪日使節団の入国を不法にも拒否されたのであります。これは私どもの断じて承服できないところであります。ここに私は、総理に向かって嚴重に抗議をします。同時に、以下、若干の具体的問題について、総理の所信をお尋ねいたす次第であります。

(拍手)

第一は、政府の外交と国民外交の関連についてであります。

申すまでもなく、一國の外交権は、最終的には政府の手にあります。しかし、現代の外交は、かつての封建的専制君主が、かつてに國の外交を壟断した時代とははるかに時代が異なっておりま。また、特権的官僚勢力が国民に秘密のうちに事を進める官僚独善外交も、これももはや現代の外交のあり方として絶対に許されるものではないのであります。(拍手)すなわち、現代の外交は、国民を背景とした外交でなければならぬのであります。すなわち、国民が進める国民外交と、政府が進める政府外交と、この二つが車の両輪とされるものであります。对中国の外交を例にとれば、いままでも政府は、对中国の外交關係を公式には一切持たないとの方針でやってきました。しかし、それに対し、国民外交の部面においては、中国との友好と交流を望む多くの団体や個人の人々が、いろいろな形をとって中国との往來の道筋を開いてまいりました。あえて申し上げるな

らば、野党第一党たる社会党は、この日中の国民外交の部面ではきわめて重要な役割りを果たしてきたと自負いたしておるものであります。(拍手)また、社会党のみならず、自民党の中にも、日中の国民外交で大きな役割りを果たされた尊敬する人々はたくさんあるのであります。(拍手)こうした国民外交の基盤があったればこそ、今日日中の間に国交はないにもかかわらず、日中貿易はすでに年額にして約五億ドルを突破したたのであります。

こうした国民外交の成果の積み重ねの上に立つて、今度は政府の外交が一步を進めるべきときであります。それは日中の政府間の会談でもよいであります。吉田書簡の破棄による对中国プラント輸出への輸銀融資の適用でもよいであります。あるいは日中政府間の貿易や漁業の協定締結でもよいであります。いずれにせよ、いまや政府の外交の一步前進の具体的姿勢として、このたびの中国人民外学会使節団の入国を認めること、これこそが何よりの具体的第一歩でなければならぬと信じます。(拍手)

総理は、一昨年十一月、池田内閣のあとを受け佐藤内閣を組織された。その第一回の記者会見において、あなたは、「幸か不幸か日本は国民政府と講和条約を締結しているが、蔣総統が終戦のときに示した好意が日本国民の今後の進む道を縛るものとは考えない」と語り、日中關係を前進させることを国民の前に約束されたではありませんか。

か。あなたに一片の信念があるならば、いままでも政府の外交を一步前進させることによってこの約束を果たすべきであると私は思うのであります。(拍手)総理は、その意欲をいままもお持ちかどうか、もしあるとすれば、その具体的方策について、国民に対して、ここに明白に示していただきたいのであります。(拍手)

第二に、私がお尋ねしたいのは、いわゆる内政干渉の問題であります。

政府のこのたびの中国使節団の入国拒否のただ一つの理由が、中国使節団が日本に対する内政干渉を行なうおそれがあるということでありま。だが、日本社会党と中国使節団がアメリカ帝國主義の侵略政策を批判することが、どうして一体日本に対する内政干渉になるのでありますか。(拍手)かつて一九五四年に、ベトナム問題に関するジュネーブ協定が締結されたとき、ベトナムにはアメリカの軍隊は一兵も存在しなかつたのであります。ところが、今日ベトナムには二十数万のアメリカ軍がおります。およそ他人の國へかつてに軍隊を送り込み、他人の國を爆撃し、他人の國の國民をナバーム弾や毒ガスで殺し、他人の國の農作物を毒薬で枯らす、こういう行動をしているものを帝國主義と呼ぶのは当然のことではないでしょうか。(拍手)このアメリカのやり方が公認されるならば、民族自決、内政不干渉の國際平和の原則は、それこそ何の一文の価値もなくなるではありませんか。(拍手)しかるがゆえに、私は、

アメリカ帝國主義は世界全人類の敵であると批判いたしましたのであります。中国もまた、アメリカに台湾を占領され、その独立と安全を脅かされております。したがって、中国は、この点についてアメリカを帝國主義と批判をいたしておるのであります。こうした当然の批判を行なうことがどうして日本に対する内政干渉になるのでありますでしょうか。

それよりも、昨年、政府が日本の領土沖繩をベトナム爆撃の基地に使用するのは困ると言つたにもかかわらず、アメリカのB52爆撃機は沖繩から飛び立ってベトナムを爆撃いたしました。これに対し、総理は、このアメリカのやり方には当惑していると答弁したではありませんか。(拍手)また、ベトナムでのアメリカの侵略行動が日本の世論の批判を受けると、日本の朝日新聞や毎日新聞などの新聞は共產主義者に支配されているという中傷をいたしました。これこそアメリカの日本に対する内政干渉のものではないでしょうか。(拍手)

一昨年、中国を訪問したわが党の第四次訪中使節団は、おりから行なわれた中国の核実験に対し、アメリカの核脅迫にさらされておる中国の立場を理解しつつ、しかもなおかつ、中国の核実験に反対の意思を明らかに表明いたしました。これは中国の政策に対する批判であります。これに関連して、わが党使節団は中国側と論争もいたしました。それにもかかわらず、わが党の訪中使節団

は、中国府から内政干渉などというけちな非難は少しも受けておられないのであります。(拍手)

私は総理にお尋ねしたい。あなたは中国使節団が日本に対して内政干渉すると心配されているが、それは、枯尾花を幽霊とおそれるたぐいのものであり、さらに積極的に中国封じ込め政策の積極的推進になるのではないでしようか。なぜ、あなたはアメリカの帝国主義のやり方を弁護しなければならぬのでございませうか。(拍手)それはあなたが、日本の国家利益よりもアメリカの国家利益を優先して考えているからではないでありませうか。(拍手)あなたが日本の総理であるならば、現実にはアメリカが日本の内政に干渉している幾多の事実を一体どうして排除されるお考えか、ここに明確にお答えいただきたいのであります。(拍手)

第三にお尋ねいたしたいのは、日中貿易と日本の国家利益の問題であります。

日本と中国の間には、現在LT貿易と友好貿易の二つの方法によって貿易が行なわれております。日中貿易の数量は年々拡大しておりますのであります。御承知のとおり、一昨年以來、わが国経済は深刻な不況の中にあります。この不況を打開する有力な道は、日本自身の必要に基づく自主的な平和貿易以外にはないでしようか。(拍手)しかし、今後の対外輸出の見通しはどうか。ここ五カ年間にわたって好景気を持続してきたアメリカの経済は、昨年からようやく景気

の過熱状態を呈し、それに加えてベトナム戦争による軍事支出の拡大が、この景気過熱に大きな拍車を加えております。そこでアメリカにおいては、現在景気過熱とインフレ傾向を抑制するために、あるいは金融面では金利の引き上げ、財政面では租税の増徴などのデフレ政策がとられつつあるものであります。このデフレ政策は、同時にドル防衛、輸入制限強化となつて日本へはね返つて

いることは、総理も明らかにこれを御存じのはずであります。(拍手)すでに日本からアメリカへの鉄鋼輸出が、予定の数量を五十万トンも上回つたので、アメリカは関税法違反の難くせをつけて、日本の鉄鋼業界を圧迫し、結局、輸出数量を大幅に削減させられたと伝えられておりますが、これなどはほんの一例にすぎないのであります。今後アメリカの景気が、デフレから不況の谷底へころげ落ちるような事態が起こつたならば、さらに日本の対米輸出は大きな後退を余儀なくされるでございませう。それが一体現在の日本経済の不況へどのように響くか、これは総理も真剣に考へるべき問題であります。その場合、おそれなく日本経済にとって大きなささえとなるであろうものは何かといへば、自民党さんのきらうところの中国、ソ連、北朝鮮などの貿易であります。

中国、ソ連、北朝鮮などの社会主義国では、きわめて活発な開発と建設が進められております。そのための重化学製品、各種プラント設備類を日本に対して求めております。この需要に対し

て、日本が積極的に応じていくか、それとも西歐諸国に中国貿易を横取りをされるか、これこそ日本の重大なる国家利益の問題であるといわなければなりません。(拍手)すでに西ドイツは、中国に対して大規模な製鉄プラントを延べ払いで輸出することに決定したと伝えられておるのであります。これをもしても黙って指をくわえて見ているとするならば、佐藤内閣こそ、日本の国家利益を害するものと糾弾しなければならないと思つて。

(拍手) 私は総理にお尋ねしたい。あなたはいまこそ勇氣をもつて对中国プラント輸出に輸銀の延べ払い融資をつけることを認める決意をお持ちになつたかどうか。それとも中国使節団の入国拒否によつて、日中關係を決定的に大きく後退させ、膨大な中国市場を、むざむざと西歐諸国の手にゆだねるお考えであるかどうか。日本の総理として、アメリカの総理ではなく、日本の総理として、どの道を選ばれるのか、明確にお答えいただきたいのであります。(拍手)

最後に、私は、総理に世界の大勢をお考え願いたいのであります。すでに昨年初頭に、フランスのドゴール大統領は中国を承認いたしました。西ドイツやイタリアなどの諸国も、中国との貿易の拡大から、さらに通商代表部の交換へと進もうとしておるのであります。中国封じ込めの元凶と見られる総理の最もお好きなアメリカにおいてさえも、政治家、学

者、文化人、実業家の中に、对中国政策を再検討し、転換しようとする世論が急速に高まりつつあるのであります。(拍手)これがすなわち今日の世界の

大勢であります。かつてソビエトが資本主義の国々から鬼か悪魔のように見られていたとき、われわれの先輩の後藤新平氏は、断固として日ソの国交を開きました。第二次世界大戦後、同じく自民党の鳩山一郎氏は、断固として日ソ国交回復をなし遂げたのであります。(拍手)このとき鳩山一郎氏は、日本の右翼勢力から親ソ容共という非難を受けました。しかし、今日ではソ連のシベリア開発の仕事を得ようとして、何とあなたのきらいな社会主義の国へ、日本のいわゆる独占資本と呼ばれる大企業が先を争つて殺到しているのではないでしようか。(拍手)総理、これこそが歴史の流れといふのであります。

今日総理によつて悪者扱いされておる中国の七億の民衆は、自分たちの困づくりに動んでいる勤勉な民衆にすぎません。この七億の中国の民衆に対し、日本は第二次世界大戦で最大の被害を与えました。しかも、いまだにその中国との間に戦争のあと始末の講和条約を結んでおらないのであります。そればかりでなしに、中国には先を向けたアメリカの軍事基地が日本の全国土に配置されております。これこそ、好んで総理が口にされる寛容と調和の精神にそむくものではないでしようか。(拍手)

かつて自民党のある代議士が、中国を訪問されたとき、中国要人に向かつて、「佐藤榮作氏はアジアのドゴールになるだろう」と述べられたということは、有名な話であります。ドゴール大統領は御承知のとおり資本主義の人であります。私は、佐藤榮作氏が社会主義者になることを決して期待してはおりませんが、少なくとも、日本の国家利益を守るために、勇気をもって日中の国交を打開されることを期待いたしたのであります。

そのために、この際、中国使節団の日本への来訪を承認する方向へ踏み切るべきであらうと思いますが、いかがでございますか。(拍手) 總理、總理はその決意をお持ちでしょうか。それともアメリカのごきげんをうかがって、あくまでも中国敵視の態度をとり続け、そして第二の李承晩になられるお考えでございますか。(拍手)

私は繰り返し申し上げます。今回の中国使節団入国拒否は、国民の要望と国家利益に反するものであります。あなたは直ちにこの態度を改め、中国使節団の入国を許可すべきであります。私は、このことを抗議的態度で強く要求するとともに、あわせて中国訪日代表團の入国拒否の理由を、全国民に対して納得のいくように、単なる国家利益に反するなどという夢のような理由でない、明白な理由によって答弁せられることを要求して、私の緊急質問を終わる次第であります。(拍手)

〔内閣總理大臣佐藤榮作君登壇〕

○内閣總理大臣(佐藤榮作君) 佐々木君に、ただいまの緊急質問に対しお答えいたします。

お説のように、アジアに位置する日本、その日本の安全と平和は、アジアが安全であり、平和でなければならぬことは、御指摘のとおりであります。その立場に立ちまして、わが国の安全を確保する、こういうことで、私はしばしばわが国の基本的な態度を説明してまいりました。自由を守り、平和に徹する、このことを絶えず呼びかけてまいりました。そのためには、お互いにそれぞれの国の独立を尊重し、同時にまた、内政に干渉しないということを強く要望してまいりましたのであります。(拍手) 私が申し上げるまでもなく、アジアにはいろいろな国がございます。その際に、ただいまの佐々木君の言われるような、先進工業国だ、あるいは七億の民がいると、こういうような大国主義的な考え方はまず去らないと、アジアの平和はなかなか維持はできないと私は思います。(拍手) そうして、その政治的立場がそれぞれ違っておる国が仲よくしていくためには、ただいま申し上げるように、お互いに独立を尊重し、内政に干渉しないということが絶対に不可欠の条件であります。(拍手) 私は、その政治的な状態が違うことをあえて悪いと申すのはございません。それぞれの国がそれぞれの立場において繁榮の道をたどる、お互いに干渉しないということ、これが基本的な不可欠の要件であると、かように思います。

この考え方に立ちまして、中国と私どもが互い隣同士である、私も心から仲よくしていくことを願っております。そうして日本の国は、私が申し上げるまでもなく、平和国家として戦後スタートしております。中共に対して何らの脅威を与えていないと私は確信しております。(拍手) どのような立場にあるこの日本、これにつきまして中共政府も十分理解を持って、この何らの脅威を与えていない、平和に徹する日本に理解を持って接してほしいのであります。(拍手) 私は、この基本条件のもとに立ちまして、兩國の外交関係を調整し、修好関係を結んでいきたいと思っております。ただいまは中国と私どもはまだ外交関係が正常化しておりません。こういう状態におきましては、いわゆる政経分離の原則のもとに、民間あるいは経済交流はいたしておるわけでありまして、

ただいまお尋ねがありました、政府外交、同時にまた国民外交、こういうことはを言われました。もちろん今日まで、社会党もまた自民党の諸君も、また政界に籍を置かない者も、中共に渡り、中共との間に貿易をし、あるいは文化交流をし、人的ないろいろな交渉を持つておること、これを私は多といたします。しかし、ただいま言われるような国民外交、健全な国民外交というものは、政府外交と完全に一体になるものであります。(拍手) 国民外交の名によって百八十度外交政策が変わるようなことがあってはならないのであります。(拍手) このことを強く私は要求いたします。各方

面から接触をさせていただくことはたいへんけっこうであります。いわゆる健全なる国民外交なるものは、政府の外交政策を補うとか、あるいは同時にこれを力づけるとか、かようなものであつて、百八十度違うような外交が国民外交の名にいてやられることは、国民はほんとうに迷惑するのであります。(拍手)

次のお尋ねをいたしまして、内政干渉の問題、これを云々されました。佐々木君は日本社会党の委員長であられる、こういう意味で、日本政府の非をただされることも非常にけっこうであります。私は、先ほど来の意見から申しますのに、日本の政府ばかりを責められることなくして、やはりこれは率直に申しまして、片手落ちのないような待遇でそれぞれの国の政策を批判されることが望ましいのではないかと、かように思っております。(拍手)

まず、ベトナム問題について申し上げますが、私どもと社会党とのベトナム問題に対する認識の違つておることは、しばしば委員会等を通じまして明らかであります。北ベトナムが南ベトナムに浸透し、また、南ベトナム政府を武力により、あるいは力により転覆をはかろうとしておるものを助けておる、かような事実を私どもはしばしば指摘してまいりましたのであります。そうして、世界の多数の国もまたこの意見に一致しております。(拍手) 佐々木君の聡明さをもってして、何ゆえに世界多数の国が指摘するような考え方に一致され

ないのか、私はたいへん惜しむ次第であります。
(拍手) たいへん米帝国主義云々を言われますが、私は、これは佐々木君の御自由でありますけれども、ただいま申し上げますように、世界各国が指摘しておるうちに、これを米帝国主義と非難しては、これは世界各国から佐々木君も笑われることになるだろう、たいへん惜しむものであります。
(拍手)

また、日本政府がアメリカから干渉されたことはいけません。(拍手) 私は、このことははつきり申し上げておきます。だから、アメリカが日本政府に干渉するといふような、そういうコンプレックスを感じるようなことは一切ございませんから、どうかその点では安心して、わが国の利益を守り、また同時に、私どもの本来の健全なる、また、正しい主張はどこまでもその主張を述べていただきたいと思ひます。

最後に、世界の大勢についてお話がございました。私も、耳を傾けて、この世界の大勢の動きといふものについては、十分注意してまいりたいと思ひます。ただいま大勢は流動的である、それはそのとおりであります。かるがゆえに、中共問題に對しまして、私どもは、隣の国でありますだけに、慎重にこれに對処し、同時に、その動揺しておる事態につきましても十分の見通しを立てていくつもりであります。そうして隣の国同士が仲よくしていく。また、重ねて申し上げますが、お互いに独立を尊重し、お互いに内政に干渉しない、

その上でお互いに仲よくしていく、このことが望ましいと思ひます。(拍手)

また、最後に強い御要望として、今回の入国拒否を取り消して、そうして入国を許してはどうかというお話でございますが、今日まで事務当局においていろいろのデータを集め、そうしてこの結論を出しました。そうして各委員会におきまして、権名外務大臣やあるいは石井法務大臣がお答えいたしましたように、これは事務的にもそのとおりであります。私が政治的に判断いたしましたも、今回の事務当局の処置は、これは正しい、かように考えておりますので、これを變える考え方はございません。(拍手) どうか社会党の方も、日本社会党の委員長として、今回の政府の指示、これを十分御理解いただきたいと思ひます。そうして、今回のこの処置は、国民大多数の方がこれを支持しておる、私どもかように確信しておる次第であります。(拍手)

日程第一 労働組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(山口喜久一郎君) 日程第一、労働組合法の一部を改正する法律案を議題といたします。

労働組合法の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和四十一年三月三日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

労働組合法の一部を改正する法律

労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

- 1 この法律は、公布の日から施行する。(施行期日)
- 2 この法律の施行の際現に労働委員会の委員である者の任期については、この法律による改正後の労働組合法第十九条第十一项本文(同条第二十一項及び第二十二項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 東京都及び大阪府が設ける地方労働委員会の委員の数は、それぞれ当該地方労働委員会においてこの法律の施行後、はじめて委員の任期の満了の日から起算して、二年とする。

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。(経過規定)

了による新たな委員の任命が行なわれる日の前日までは、この法律による改正後の労働組合法第十九条第二十一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

理由

労働委員会の事務の円滑な遂行を期するため、労働委員会の委員の任期を延長するとともに、東京都及び大阪府が設ける地方労働委員会の委員の定数を増加する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(山口喜久一郎君) 委員長の報告を求めます。社会労働委員会理事澁谷直藏君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔澁谷直藏君登壇〕

○澁谷直藏君 たいへん議題となりました労働組合法の一部を改正する法律案について、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、労働委員会の事務の円滑な遂行を期するため所要の改正を行なうものでありまして、そのおもなる内容は、第一に、労働委員会の委員の任期を二年とする

こと。

第二に、東京都及び大阪府に設ける地方労働委員会の委員の数を、それぞれ使用者を代表する者、労働者を代表する者及び公益を代表する者、各十一人及び各九人とする。こと。

○議長(山口喜久一郎君) 採決いたします。本案は、去る三月三日日本委員会に付託となり、一昨日の委員会において、質疑を終了し、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山口喜久一郎君) 採決いたします。

○議長(山口喜久一郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(山口喜久一郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

土地又は建物に関する計量單位の統一に伴う関係法令の整備に関する法律案(内閣提出、参議院送付)

○海部俊樹君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

この際、内閣提出、参議院送付、土地又は建物に関する計量單位の統一に伴う関係法令の整備に

関する法律案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(山口喜久一郎君) 海部俊樹君の動議に御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山口喜久一郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

土地又は建物に関する計量單位の統一に伴う関係法令の整備に関する法律案を議題といたします。

土地又は建物に関する計量單位の統一に伴う関係法令の整備に関する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十一年三月十一日

衆議院議長 山口喜久一郎殿

参議院議長 重宗 雄三

土地又は建物に関する計量單位の統一に伴う関係法令の整備に関する法律

(登録税法の一部改正)

第一条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)

の一部を次のように改正する。

第十五条第一号、第二号、第三号ノ二及び第三号ノ三中「二里」を「八キロメートル」に、「十

万坪」を「三十三万平方メートル」に改める。

(関稅定率法の一部改正)

第二条 関稅定率法(明治四十三年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第十三条第八項中「延坪數」を「延べ面積」に改める。

(地代家賃統制令の一部改正)

第三条 地代家賃統制令(昭和二十一年勅令第四百四十三号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第二項ただし書及び同項第三号中「三十坪」を「九十九平方メートル」に改める。

(たばこ専売法の一部改正)

第四条 たばこ専売法(昭和二十四年法律第一百一号)の一部を次のように改正する。

第十二条第二項中「坪數」を「面積」に改める。

(農業委員会等に関する法律の一部改正)

第五条 農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項第一号中「一反歩」を「十アール」に、「三反歩」を「三十アール」に改める。

(計量法施行法の一部改正)

第六条 計量法施行法(昭和二十六年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第三条中「昭和四十一年三月三十一日」の下に

「農地被買取者等に対する給付金の支給に関する法律(昭和四十年法律第二百一十一号)に係る土地に関する計量については、昭和四十三年三月三十一日」を加える。

(国有林野法の一部改正)

第七条 国有林野法(昭和二十六年法律第二百四十六号)の一部を次のように改正する。

第七号第一項第四号中「五町歩」を「五ヘクタール」に改める。

(森林法の一部改正)

第八条 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)の一部を次のように改正する。
第七十七条中「三千町歩」を「三千ヘクタール」に改める。
(農地法の一部改正)
第九条 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。
第三条第二項第五号中「二町歩」を「二ヘクタール」に、「三反歩」を「三十アール」に改める。
第四条第一項及び第五条第一項中「五千坪」を「二ヘクタール」に改める。
第九条第二項中「一反歩」を「十アール」に改める。
別表中「町」を「ヘクタール」に改める。
(公立高等学校危険建築物改築促進臨時措置法の一部改正)
第十条 公立高等学校危険建築物改築促進臨時措置法(昭和二十八年法律第二百四十八号)の一部を次のように改正する。
第五条中「坪數」を「面積」に、「一坪」を「一平方メートル」に、「基準坪數」を「基準面積」に、「保有坪數」を「保有面積」に改める。
第六条(見出しを含む)中「基準坪數」を「基準

おり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し、メートル法普及のためのPR行政の推進、計量法の規制を受ける個々の事例についての法の適切な運用、及び不動産登記簿の書きかえ措置の促進等についての附帯決議を付しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山口喜久一郎君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(山口喜久一郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(山口喜久一郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後六時十九分散会

出席国務大臣

- 内閣総理大臣 佐藤 榮作君
- 通商産業大臣 三木 武夫君
- 労働大臣 小平 久雄君

出席政府委員

- 内閣法制局長官 高辻 正巳君

○朗読を省略した議長の報告

(通知書受領)

一、昨三十日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

千九百六十二年の国際小麦協定の有効期間の延長に関する議定書の締結について承認を求めるの件

一、昨三十日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

農業近代化助成資金の設置に関する法律の一部を改正する法律

日本開発銀行法の一部を改正する法律

関税定率法の一部を改正する法律

関税暫定措置法の一部を改正する法律

関税法等の一部を改正する法律

関税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法の一部を改正する法律

科学技術庁設置法の一部を改正する法律

(常任委員辞任)

一、去る二十九日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

- 塚田 徹君 西ヶ久保重光君
- 伊藤卯四郎君 安藤 覺君
- 田中 武夫君 本島百合子君

法務委員

賀屋 興宣君

社会労働委員

本島百合子君

運輸委員

小淵 恵三君

通信委員

安宅 常彦君

一、昨三十日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員

村上 勇君

外務委員

大蔵委員

農林水産委員

中村 時雄君

通信委員

徳安 實藏君

大出 俊君

卜部 政巳君

建設委員

稲富 稜人君

決算委員

森本 靖君

片島 港君

一、去る二十九日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員

法務委員

安藤 覺君

社会労働委員

本島百合子君

運輸委員

小淵 恵三君

通信委員

賀屋 興宣君

一、昨三十日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

地方行政委員

村上 勇君

外務委員

大蔵委員

農林水産委員

徳安 實藏君

大出 俊君

卜部 政巳君

建設委員

稲富 稜人君

決算委員

森本 靖君

片島 港君

一、去る二十九日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

(特別委員辞任)

片島 港君

森本 靖君

一、昨三十日、議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

科学技術振興対策特別委員

河野 正君 山内 広君
米内山義一郎君 石田 宥全君
西宮 弘君 湯山 勇君

体育振興に関する特別委員

伊能繁次郎君 小川 半次君
佐藤 孝行君 八木 徹雄君
熊谷 義雄君 小宮山重四郎君
登坂重次郎君 西岡 武夫君

(特別委員補欠選任)

一、昨三十日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

科学技術振興対策特別委員

湯山 勇君 西宮 弘君
石田 宥全君 米内山義一郎君
山内 広君 河野 正君

体育振興に関する特別委員

小宮山重四郎君 登坂重次郎君
熊谷 義雄君 西岡 武夫君
佐藤 孝行君 伊能繁次郎君
小川 半次君 八木 徹雄君

(条約提出)

一、去る二十九日、内閣から提出した条約は次の通りである。
第三次国際寸す協定の締結について承認を求め
るの件

関税率表における物品の分類のための品目表に
関する条約及び千九百五十年十二月十五日にブ
ラッセルで署名された関税率表における物品の
分類のための品目表に関する条約の改正に關す
る議定書の締結について承認を求めるの件
(議案提出)

一、去る二十九日、内閣から提出した議案は次の
通りである。
公職選挙法の一部を改正する法律案

一、昨三十日、内閣から提出した議案は次の通り
である。
首都圏及び近畿圏の近郊整備地帯等の整備のた
めの国の財政上の特別措置に関する法律案

借地法等の一部を改正する法律案
雇用対策法案
(議案受領)

一、去る二十九日、予備審査のため内閣から送付
された次の議案を受領した。
計量法の一部を改正する法律案

一、昨三十日、参議院から受領した内閣提出案は
次の通りである。
工業標準化法の一部を改正する法律案
(条約付託)

一、去る二十九日、委員会に付託された条約は次
の通りである。
第三次国際寸す協定の締結について承認を求め
るの件(条約第四号)

関税率表における物品の分類のための品目表に
関する条約及び千九百五十年十二月十五日にブ
ラッセルで署名された関税率表における物品の
分類のための品目表に関する条約の改正に關す
る議定書の締結について承認を求めるの件(条
約第五号)

以上二件 外務委員会 付託

一、去る二十九日、委員会に付託された議案は次
の通りである。
農地管理事業団法案(内閣提出第三六号)

農林水産委員会 付託
農土開発縦貫自動車道建設法の一部を改正する
法律案(内閣提出第一二四号)

建設委員会 付託
公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出
第一二二号)

公職選挙法改正に關
する調査特別委員会
付託
一、去る二十九日、予備審査のため内閣から送付
された議案は次の委員会に付託された。
計量法の一部を改正する法律案(内閣提出第一
三三三号)(予)

商工委員会 付託
一、昨三十日、委員会に付託された議案は次の通
りである。
首都圏及び近畿圏の近郊整備地帯等の整備のた
めの国の財政上の特別措置に関する法律案(内
閣提出第一三四号) 地方行政委員会 付託

借地法等の一部を改正する法律案(内閣提出第
一三五号) 法務委員会 付託

工業標準化法の一部を改正する法律案(内閣提
出七九号)(参議院送付) 商工委員会 付託
(議案送付)

一、去る二十九日、参議院に送付した本院提出案
は次の通りである。
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律
等の一部を改正する法律案

一、去る二十九日、参議院に送付した内閣提出案
は次の通りである。
国立学校設置法の一部を改正する法律案

文部省設置法の一部を改正する法律案
中小企業投資育成株式会社法の一部を改正する
法律案

中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案
中小企業近代化資金助成法の一部を改正する法
律案

通商産業省設置法の一部を改正する法律案
(条約通知書受領)

一、昨三十日、参議院において次の件を議決した
旨の通知書を受領した。
千九百六十二年の国際小麦協定の有効期間の延
長に関する議定書の締結について承認を求める
の件
(議案通知書受領)

一、昨三十日、参議院において次の内閣提出案を
可決した旨の通知書を受領した。
農業近代化助成資金の設置に関する法律の一部
を改正する法律案

日本開発銀行法の一部を改正する法律案
関稅定率法の一部を改正する法律案

関稅暫定措置法の一部を改正する法律案
関稅法等の一部を改正する法律案

関稅法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案
北海道寒冷地畑作管農改善資金融通臨時措置法

の一部を改正する法律案
科学技術庁設置法の一部を改正する法律案

(緊急質問提出)

一、今三十一日、提出した緊急質問は次の通りである。

中国代表団の入国問題に関する緊急質問(佐々木更三君提出)

労働組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、労働委員会の事務の円滑な遂行を期するため、所要の改正を行なうもので、その要旨は次のとおりである。

1 労働委員会の委員の任期を二年とする。

2 東京都及び大阪府が設ける地方労働委員会の委員の数を、それぞれ、使用者を代表する者、労働者を代表する者及び公益を代表する者各十一人及び各九人とする。

3 この法律は、公布の日から施行することと

し、この法律の施行後に任命される次期委員から適用すること。

二 議案の可決理由

労働委員会の事務の円滑な遂行を期するため、委員の任期を延長する等の措置を講ずるとは時宜に適するものと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。右報告する。

昭和四十一年三月二十九日

社会労働委員長 田中 正巳

衆議院議長 山口喜久一郎殿

土地又は建物に関する計量單位の統一に伴う関係法令の整備に関する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

わが国の計量單位は、計量法及び計量法施行法により一般的にメートル法に統一化されているが、土地、建物に関する計量單位については例外的に昭和四十一年三月三十一日まで尺貫法の使用が認められている。

本案は、昭和四十一年四月一日から土地、建物に関する計量單位がメートル法に統一されることに伴い、土地、建物に関して尺貫法による計量單位が条文中で使用されている諸法令について、関係規定をメートル法による計量單位で使用した規定に改めようとするもので、主な内容は次のとおりである。

1 登録税法の一部改正

本法第十五条は、砂鉄を目的とする鉱業権に係る登録税の税率を定めるものであるが、その課税標準について「二里」とあるのを「八キロメートル」に、「十坪」とあるのを「三十万平方メートル」に改める。

2 関稅定率法の一部改正

本法第十三条第八項は、原料品の関稅の減免は税關長の承認を受けた製造工場が納付する手数料についての規定であるが、その基準について、工場の「延坪數」とあるのを「延べ面積」に改める。

3 地代家賃統制令の一部改正

本法第二十三条第二項は、地代および家賃の統制の適用除外についての規定で、延べ面積が三十坪をこえる建物等についてはこの勅令は適用しないことを定めているが、これらの基準について「三十坪」とあるのを「九十九平方メートル」に改める。

4 たばこ専売法の一部改正

本法第十二条第二項は、たばこ育成者が毎年苗床の坪數等の事項を公社に申請しなければならぬ規定であるが、その事項中「坪數」とあるのを「面積」に改める。

5 農業委員会等に関する法律の一部改正

本法第八條第一項は、都府県にあつては一反歩、北海道にあつては三反歩以上の耕作農地を有する者は農業委員会委員の選挙権及び

被選挙権を有するという委員の選挙権、被選挙権等についての規定であるが、その基準について耕作農地の面積が都府県にあつては「二反歩」以上とあるのを「十アール」に、北海道にあつては「三反歩」以上とあるのを「三十アール」に改めるものである。

6 計量法施行法の一部改正

尺貫法による計量單位は、土地又は建物に関する計量については、昭和四十一年三月三十一日まで計量法第十条の例外として法定計量單位とみなされているが、農地被買収者に対する給付金の支給に関する法律に係る土地に関する計量については、さらに昭和四十三年三月三十一日までこの例外を認める。

7 国有林野法の一部改正

本法第七條第一項は、五町歩をこえない国有林野は一定条件のもとに貸し付けることができるという国有林野の貸付基準についての規定であるが、その貸付基準中「五町歩」とあるのを「五ヘクタール」に改める。

8 森林法の一部改正

本法第七十七條は、森林組合の組合員は、独禁法に規定する小規模の事業者とみなすが、経営する森林の面積が三千町歩をこえる法人についてはこの限りではないという本法と「独禁法」との関係について規定するものであるが、その規定中面積について「三千町歩」とあるのを「三千ヘクタール」に改める。

9 農地法の一部改正

本法第三条第二項は、農地又は採草放牧地の権利を取得しようとする者が現に耕作している面積が北海道では二町歩、都府県では三反歩に達しない場合は許可されないという規定であるが面積について「二町歩」とあるのを「二ヘクタール」に「三反歩」とあるのを「三アール」に改める。

本法第四条第一項は、農地の転用の場合の制限について規定するもので、その基準中「五千坪」とあるのを「二ヘクタール」に改める。

本法第五条第一項は、農地転用のための権利移動の場合の制限についての規定であるがその基準中「五千坪」とあるのを「二ヘクタール」に改める。

本法第九条第二項は、国が小作地を買取る場合、分筆を避けるため必要があるときは、一反歩をこえない範囲内で通常以上の面積を買取することができることを規定するものでこの基準中「一反歩」とあるのを「十アール」に改める。

本法別表は、都道府県ごとに、小作地の最大面積を定めており、その単位に使用している「町」を「ヘクタール」に改める。

10 公立高等学校危険建物政策促進臨時措置法の一部改正

本法は、公立高等学校の危険建物の改築に

要する経費の国庫補助について規定したもので、第五条、第六条及び第八条において、一定の坪数を一坪当たりの建築単価に乗じて工事費を算定する旨を規定しているが、その規定中「坪数」とあるのを「面積」に、「一坪」とあるのを「一平方メートル」に改める。

11 関税法の一部改正

本法第百条は、保税上屋等の許可又は承認の手数料の基準についての規定で、その基準中「坪数」とあるのを「面積」に改める。

12 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部改正

本法第二条第五項は、特別被害地域の要件についての規定で、その要件中「十町歩」とあるのを「十ヘクタール」に改める。

13 公立養護学校整備特別措置法の一部改正

本法は、公立養護学校の建物の建築に要する経費の国庫負担等について規定するもので、第二条第四項および附則第五項は、その建築に要する経費の算定方法についての規定であるが、その規定中「坪数」とあるのを「面積」に、「二・五五坪」を「八・四三平方メートル」に、「〇・二〇坪」を「〇・六七平方メートル」に、「三・二〇坪」を「一〇・五八平方メートル」に改める。

14 義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部改正

本法は、義務教育諸学校の建物の建築に要

する経費の国庫負担について規定するもので、第五条、第五条の二、第六条、第七条および第八条において、一定の坪数を一坪当たりの建築単価に乗じて工事費を算定する旨を規定しているが、その規定中「坪数」とあるのを「面積」に、「一坪」とあるのを「一平方メートル」に改める。

15 本法は、昭和四十一年四月一日から施行する。

二 議案の可決理由

本案は、土地又は建物に関する計量単位の統一に伴い必要な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

右報告する。

昭和四十一年三月三十一日

商工委員長 天野 公義

衆議院議長 山口喜久一郎殿

〔別紙〕

土地又は建物に関する計量単位の統一に伴う関係法令の整備に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行にあたり、次の諸点につき万遺憾なきを期すべきである。

- 一 国民生活におけるメートル法普及の徹底を期するため、速やかに強力なPR行政を実施すること。

二 尺貫法使用の慣習が国民生活に相当浸透している実情にかんがみ、直接に計量法の規制を受ける個々の事例について適切な法の運用を行なうこと。

三 不動産登記簿の尺貫法による表示をメートル法表示に書き替えるため、当面可能な書替え措置を促進するとともに、全面書替えの計画を樹立し、早急の実施すること。

衆議院会議録第三十三号中正誤

八五	段行	誤	正
八五	二	法の部	法の一部
八五	二	廃棄	廃棄
八五	四	未定	不安定
八五	三	国土開発	国土開発
八五	四	所御見	御所見
八六	二	昭年五十年	昭和五十年

昭和四十一年三月三十一日 衆議院會議録第三十五号

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定價 一部 二十五円
(ただし眞鍮紙は三十円
 (配送料共)

発行所
 東京都港区赤坂奥町二番地
 大蔵省印刷局
 電話 東京 五八二 四四二(二)